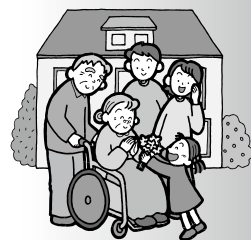


# 介護保険



65歳以上の方の

# 平成22年度の介護保険料をお知らせします

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者（被保険者）となつて保険料を納め、介護が必要となつたときには、費用の一部を支払つてサービスを利用する仕組みです。保険料は年齢や所得などに応じ、金額や納め方が次のように異なります。

## ◆65歳以上の方の場合

平成22年度の介護保険料は、平成21年分の所得（平成21年1月～12月分）が決定する6月に決まります。

介護保険料は、各市町村が介護サービスにかかる総費用に応じて決定した基準額をもとに、被保険者の所得に応じて決定しています。

日野町の場合、平成21～23年度の基準額は、月額3,650円（年額43,800円）で、所得に応じてきめ細かく対応できるよう、保険料を8つの段階に区分して決定しています。

※決定通知書は、6月中旬に郵送します。

## ◆納付方法

納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

## ●特別徴収（年金からの天引き）

年金額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。

なお、65歳に到達された方や転入された方などは、年金からの特別徴収の手続きが完了するまでは普通徴収となります。また、年金が一時差し止めになった方や異動があった方も普通徴収となります。

## ●普通徴収（口座振替や納付書による納付）

年金額が年額18万円未満の方や65歳に到達された方、転入された方などは、納付書や口座振替などにより直接納めていただきます。

※日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10期に分けて納めていただきます。  
納付には、簡単に便利な口座振替をご利用ください。

## ◆40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

## ●65歳以上の方の介護保険料

第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金等を受給されている方	年額 21,900円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 21,900円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	年額 32,850円 (基準額×0.75)
第4-1段階	世帯内に住民税課税の方がおられ、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 38,544円 (基準額×0.88)
第4-2段階	世帯内に住民税課税の方がおられ、本人が住民税非課税で第4-1段階に該当しない方	年額 43,800円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	年額 49,494円 (基準額×1.13)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	年額 54,750円 (基準額×1.25)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	年額 65,700円 (基準額×1.5)

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎6501 有線⑤7788